

平成26年2月19日

於・1002会議室（10階）

第1002回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 諮問事項	
(1) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について (諮問第2号) .....	1
(2) 日本放送協会平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画に付す る総務大臣の意見について (諮問第3号) .....	4
3. 報告事項	
(1) 電波法の一部を改正する法律案について .....	17
(2) 900MHz帯の終了促進措置の進捗状況について .....	27
(3) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局 の開設計画に係る認定申請の受付結果について .....	14
4. 閉 会 .....	35

## 開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたしますので、情報流通  
行政局の職員に、入室するように連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

### 諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について (諮問第2号)

○前田会長 それでは審議を開始いたします。最初に諮問第2号「日本放送協  
会放送受信規約の変更の認可について」につきまして、秋本放送政策課長から  
説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 よろしく願いいたします。

それでは早速、諮問第2号の説明資料に基づいてご説明をさせていただきます  
す。日本放送協会から、受信規約の変更の認可の申請がございました。主だっ  
たものは、消費税率の引上げに伴う放送受信料額の改定でございます。資料で  
申しますと1番の(2)のアでございます。この受信料額の改定につきまして、  
委員限りの資料といたしまして、おめくりいただきますと別紙2というA4横  
の紙がございます。こちらをご覧いただきたいと思います。

受信料額を改定するとなりますと、放送法上、手続が必要な事項が2点ござ  
います。概要の2つ目の「○」に記載されているとおり、放送法第64条第3  
項に基づいて、受信規約の変更の際には総務大臣の認可が必要であります。  
これに加えまして放送法第70条第4項で、受信料の月額は国会が収支予算を

承認することによって定めるとされております。この2つの手続が必要でございまして、国会の承認前に電波監理審議会で受信規約の変更についての適否をご審議いただくということでございます。

消費税の引上げに伴う改定案につきましては、2番をご覧いただきたいと思っております。国民・視聴者にとって消費税引上げによる価格転嫁がわかりやすい受信料額とするために、まず計算上基礎額を設定することにより、税抜額を固定いたします。この計算上基礎額に消費税率8%を掛けまして、5円未満は切り下げる形で改定後の受信料額とするという案となっております。下の表をご覧いただきたいと思っております。左側に現行、右側に改定案と書いてございます。現行のところ、地上契約で申しますと継続振込、1,275円、これが基礎的な受信料額になります。この1,275円に消費税が含まれておりますので、消費税分を控除した上で5円未満を切り捨て、1,215円を、地上契約の計算上基礎額として設定いたしております。衛星契約につきましては、同様の計算により2,115円を計算上基礎額として設定いたしております。このそれぞれ計算上基礎額に、消費税8%でございますので1.08を乗じることによりまして、継続振込、地上契約ですと1,310円、衛星契約ですと2,280円というふうに設定している案となっております。口座・クレジットの料額につきましては、この継続振込から50円をそれぞれ割引くという現行の割引額、割引率を維持することとしております。このような改定案につきまして、本日の電波監理審議会でのご審議を経て是としていただければ、平成26年度NHK予算の国会承認を条件として認可をいただきたいというものでございます。

お戻りいただきまして2号の説明資料でございます。1番の(2)のAのところを今、ご説明いたしました。地上契約、衛星契約、特別契約、また支払区分、口座・クレジット、継続振込等の別に月額、6か月前払、12か月前払額をそれぞれ設定いたしております。これについて認可を求める申請が出てまい

っております。これに加えて、「イ、放送受信料の口座振替利用届の提出方法の拡充」といたしまして、書面による提出にかえて電話やインターネット等、通信手段を利用した所定の方式による提出も可能となるよう、規定の整備を行うものでございます。それからウ、継続振込等による受信料の支払いについては、クレジットカード会社以外の事業者が提供する決済サービスも可能となるように規定を整備するものです。それから、おめくりいただきまして次のページのエ、普通契約、これは白黒受信契約でございます。これに対しまして従前の受信規約では、経過措置の規定を設けておりましたが、この白黒契約も平成25年3月31日で終了しておりますため、この経過措置の規定を削除したいという内容でございます。今般の受信規約の変更によるNHKの事業収支への影響につきましては、協会の予算、会計は税抜処理を行っておりますため、協会の事業収支に影響を及ぼすものではございません。

こうした申請内容につきまして、総務省としての検討結果が3枚目でございます。申請のとおり認可することが適当であると、私どもとしては考えております。受信料額の改定につきましては、消費税率の引上げに伴い受信料額を改定するものとなっております。改定幅につきましては、税負担の適正な転嫁の範囲内となっていると認められます。また、協会は今回の受信料額の改定に当たりまして、視聴者に対する周知・広報を適切に実施するという申請内容となっております。したがって、国会がNHKの26年度収支予算を承認した場合には、本件変更を認めることが妥当であると考えているところでございます。イ、ウ、エの手續の緩和ないし経過措置の終了につきましても、妥当なものと考えているところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理　今回は消費税率の引上げに対応するもので、本質的にNHKとしての受信料が上がったということではないと思いますので結構なのですが、ちょっと1点だけ質問させていただきたいのは、別紙で、現行ではなくて改定案のほうに括弧してプラス35円、プラス60円というのがございますが、これはどういう意味なのでしょう。

○秋本放送政策課長　プラス35円と申しますのは、1,310円という水準が現行の1,275円に比べまして35円。

○原島代理　変化を表している、別に1,310円プラス35円徴収するという意味ではないと。

○秋本放送政策課長　そういう意味ではございません。失礼しました。その点の注書きが必要でございました。

○原島代理　ありがとうございます。

○前田会長　ほかにはいかがでしょうか。特にありませんか。

それでは特にご質問、ご意見もないようですので、諮問第2号につきまして諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長　よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(2) 日本放送協会平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について (諮問第3号)

○前田会長　それでは次に諮問第3号、「日本放送協会平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について」につきまして、秋本

放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 引き続きまして第3号の説明資料についてご説明をさせていただきます。クリップを外していただきまして、本日お諮りしたい総務大臣の意見の案の後に、現在、とり進めておりますNHK予算関連のスケジュールをお示ししてございます。これが別紙1でございます。別紙2が関連の条文でございます。別紙3がNHKの来年度収支予算等のポイントでございます。これについてごくごく簡単にご説明をまずさせていただきます。

枠囲いのところが大きなポイントでございます。平成26年度は受信契約件数の増加等によりまして、事業収支差金、民間企業で申しますと当期純利益に当たる事業収支差金は、経営計画を上回る90億円の黒字予算となっております。黒字予算ということではいいますと、平成23年度以来3年ぶりということになります。ちなみに24年度、25年度は収支均衡予算でございました。2点目の大きなポイントは、老朽化が進んでおります渋谷の放送センターの建替えに要する費用、これを3,400億円と、初めてNHKでは公表いたしました。これに加えて新放送センターでの運用開始のスケジュール、想定スケジュールを平成37年と、これも初めて公表いたしました。26年度予算では、事業収支差金90億円のうち80億円をこの放送センター建設のための建設積立金に繰り入れるという内容となっております。この80億円を繰り入れることによりまして、平成26年度末、平成27年3月末時点では建設積立金が950億円になるということでございます。

おめくりいただきまして次の7ページ、受信料収入の推移を示してございます。いずれも税抜の水準でお示ししてございまして、平成26年度予算の受信料収入の6,428億という水準は、過去最高の水準になります。それから放送センターの建替えにつきましては、現在の放送センターは東京オリンピックの翌年、昭和40年に第1期工事が完成しておりまして、48年強を経過してい

るところでございます。首都直下型地震にも耐えうるよう、放送の中核機能を維持するために建替えを検討しているということでございます。平成37年、2025年はNHKがラジオ放送を開始してからちょうど100年に当たる年ということで、想定スケジュールとして2025年の運用開始ということをもって発表したところでございます。想定建設費は約3,400億円、このうち建物経費が1,900億、設備経費が1,500億。換言いたしますと土地代は見込んでおりません。現在の土地と等価交換するか今の土地に建て直すということで、今のところ検討しているということでございます。

4番、国内放送番組の充実につきましては、6月にワールドカップブラジル大会がございますので、この放送実施等のため前年度比で63億円の増加の予算を組んできております。8ページにお進みいただきまして、国際放送につきましましては世界に向けた情報発信がこれまで以上に重要になっていることを踏まえまして、25年度対比で13億円の増加の予算を組んできております。それからスーパーハイビジョンにつきましても、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックでの本放送開始に向けて研究開発、あるいはパブリックビューイング等を通じた普及促進に取り組むため、25年度対比で10億円の増加予算、設備投資につきましては28億円の増ということで、合わせて38億円の増加予算を組んでおるところでございます。NHKオンデマンドにつきましましては、平成20年のサービス開始以来、初の単年度黒字を見込む内容となっております。

こうしたNHK収支予算につきまして、冒頭へお戻りいただきまして総務大臣の意見としてお作りしておりますのがこの3枚紙でございます。最初の4パラグラフが総論でございます。まず第1パラグラフの3行目、「国民の命・安心を守り、日本の元気をつくる公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められる」としております。第2パラグラフで3行目、「質の高い番組の提

供」、「国際放送の充実・強化」、そして次の行、「スーパーハイビジョン等の先進的サービスの開発・普及」、「公共放送の機能の強靱化等に向けた取組の一層の充実・強化」を図ることとしており、「おおむね妥当なものと認められる」としております。これが総論でございます。

その上で個別論点につきまして、8点、配意すべきであるということで意見を付してございます。1番は「国内放送番組の充実」でございます。NHK、公共放送としての社会的使命を認識し、正確で迅速な報道の確保、信頼と多様な要望に応える番組の提供等を行うという点について、1つ目の「○」で触れております。それから2つ目の「○」で、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、正確かつ公平な報道に努める、国民・視聴者の負託に的確に応えることとしております。このあたりが主な内容でございます。

2番、「国際放送の充実による海外情報発信の強化」につきましては、1つ目の「○」で、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解、並びに我が国の経済・社会・文化の動向を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。このような状況を踏まえて、国際放送の一層の充実・強化を図ることとしております。次のページへお進みいただきまして、特に、テレビ国際放送のNHKワールドTVにつきまして、我が国そして地域の実情や魅力を伝える番組の充実、受信環境の一層の整備・改善、正確な調査・分析に基づく効果的な周知広報活動の推進、インターネットの活用及び国内における視聴機会の拡大等の取り組みを積極的に進め、認知度の向上及び視聴者の増加を図ることとしております。

3番、「スーパーハイビジョン等の積極的な推進」でございます。まず1つ目の「○」で、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、研究開発、パブリックビューイング等による普及促進、設備投資、コンテンツの充実

等、取組を積極的に推進し、先導的な役割を果たすこととしております。2つ目の「○」では、この電波監理審議会でもご審議をいただき、今年度から認可を得て開始しておりますハイブリッドキャストをはじめとするインターネットを活用した先進的な取組について、民間事業者等と広く成果を共有するなど、先導的な役割を果たすことといたしております。3つ目の「○」で、NHKオンデマンドにつきましては、これまでの取組を踏まえまして、さらなるサービスの利便性向上、効果的な周知広報、利用者のニーズを汲み取る取組を行うことによりまして、単年度黒字を着実に達成することといたしております。

4番、「地デジ日本方式の国際展開の推進」につきましては、1つ目の「○」で、日本方式の国際展開に取り組むことといたしております。2つ目の「○」で放送コンテンツの海外展開についても触れてございまして、現地のニーズに合致したきめ細やかな対応を行う等、戦略的かつ積極的に取り組むことといたしております。

5番にお進みいただきまして、「経営改革の更なる推進」につきまして、まず1つ目の「○」で、コスト意識を持って業務の合理化・効率化に努めることといたしております。さらに、給与等につきましては2つ目の「○」を書き起こしてございまして、25年度から開始している「給与制度改革」を引き続き着実に推進し、適正化に努めるとともに国民・視聴者に対する説明責任を十分に果たすことといたしております。3つ目の「○」で、昨年10月にNHK技術研究所におきまして架空発注によります不祥事が発生いたしました。同様の不祥事が今後再発しないよう、コンプライアンスのより一層の確保を図ることといたしております。3ページにお進みいただきまして、女性職員の割合がNHKでは14.7%でございます。これは実は公務員より低い水準でございます。こうした現状を踏まえまして、女性職員の採用、管理職への登用の拡大に努めることといたしております。

6番にお進みいただきまして、「受信料の公平負担の徹底等」につきましては、まず1つ目の「○」で、NHKでは都道府県別の推計世帯支払率の公表を行っております。これを踏まえまして、特に支払率の低い地域、具体的に申しますと沖縄、大阪、東京、北海道、京都の順になりますが、こうした地域につきまして、具体的な目標を設定して集中的な取組みを実施することといたしております。2つ目の「○」で、4月からの消費税引き上げに伴う受信料額の改定に当たって周知広報を行うとともに、国民・視聴者からの問合せに対しても適切に対応することといたしております。

それから1つお進みいただきまして、「新放送センターの整備計画の具体化」を7番といたしております。この新センターの整備にかかる費用は、つまりところ受信料により賄われることから、国民・視聴者の十分な理解のもとで計画を進めることが重要であることを踏まえまして、協会において今後、整備計画の具体的内容を逐次かつ速やかに明らかにすることといたしております。

8番では、「東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化」について意見を2点、付してございます。

大臣意見案の内容は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それではただいまの件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 ちょっとよろしいでしょうか。基本的には総務大臣の意見、妥当だと思います。それを前提として少し個人的な要望といいますか、申し上げると、NHKは特に放送技術研究所を中心として常に将来の放送を見越した研究、ハイビジョンから始まってスーパーハイビジョンも含めて実施しているというところに特徴があると、すばらしい実績があるからこそ今があるというふうに思っております。今回のこの意見の中で、調査研究に相当するものが3のスーパーハイビジョン（4K・8K）等の積極的な推進というところに相当するか

と思いますが、こう見ますと東京オリンピックとか、現在既に開始しているハイブリッドキャストという近未来のものに比較的限られているという印象を受けますので、もちろんこれは非常に重要なことなんですけれども、ぜひビヨンドといいますか、将来に向けた研究開発の推進を、従来どおりといいますか、従来以上に進めていただきたいというふうに、個人的には思っております。

○前田会長 何かご意見はありますか。

○秋本放送政策課長 ご指摘を踏まえてNHKとともに対応してまいりたいと思っております。

○前田会長 ほかには。はい、お願いします。

○村田委員 2点、私もこの大臣の意見そのものについては妥当だと思いますけれども、ご説明いただいた中で、やはり女性職員の割合が率直に言うと低いなという印象を受けました。それと、もはや民間企業においては女性の数の問題ではなくて、経営の決定権のあるところに女性が何%いますかという議論になっているので、それに比べると若干遅いかなという感じはしました。これはどんどん進めていただきたいんですが、実はこれは、今回の予算を見ますとかなり人員削減とかの努力をされているようですが、全体で見ると女性をたくさん登用すれば、産休、育休を前提に人員を余裕を持って置いておかなければいけなくなり、全体で見るとそういう影響も予算の中で出てくると思うので、両立をさせながら進めていってほしいということでございます。

それからもう1点、やはり今回の新放送センター建築の数字を公開されたからだと思うんですけども、既にネット上などではこの具体的な数字に対していろいろ言われているところがあって、ネット上ですから玉石混交、いろんな意見があって全然構わないんですが、多少誤解されているんじゃないのかなと思うところが、今回の予算の全てがあたかも建物にかかるように誤解された上で、どうしてこんなに高いんだと言われていたようなものもありましたので、

どんどんこれから内容を開示していったら、やはり放送センターですから、箱よりもそういった設備にお金がかかりますから、その辺は誤解のないようにどんどん開示していったほうがいいかなと思いました。

以上2点です。

○前田会長 ありがとうございます。何かありますか。

○秋本放送政策課長 貴重なご指摘ありがとうございました。NHKにおける女性職員の採用のみならず、管理職への登用ということで申しますと数字を拾えておまして、民放の場合、女性の管理職は全体のうち12.3%です。NHKはそれに対して4.7%でございまして、やはり低い水準にあるということで、女性職員の採用そして登用の積極拡大に努めるために、内部にワーク・ライフバランス推進事務局をつくってテレワークの採用も含めて取組を開始していると承知しております。大臣意見案でこの女性職員の割合に触れるのは初めてでございまして、NHKの取組の背中を押していきたいと思っております。

それから新センターの設立につきましてご指摘をいただきました。実はこの3,400億円という想定建設費の額、そして想定スケジュールは今回初めて公表されました。実は収支予算、事業計画、資金計画という国会の承認を求める対象の資料には入ってございません。事業収支差金90億とか、80億を建設積立金に繰り入れるという点は出てまいりますが、この3,400億とか2025年という数字はむしろ参考資料のほうに出てくるということでございます。では、なぜこのタイミングで発表したかと申しますと、24年度から26年度の3か年計画を23年の秋にNHKでは作っております。その際にもこの新センターの建替え、建設というのは議論されております。この建設積立金の積立が始まったのは実は24年度からでございまして、24年度から逐次積み立ててきて、26年度末には950億円になるということでございます。積立を始めたのは良いとして、総額で大体幾らかかるのかという点については、明

らかにされておりました。積立てを始めてから3か年目に入りますので、そろそろ全体の規模感と、いつごろ新センターでの運用が開始されるのかということを外部的に、想定スケジュールなりとも発表していかないと、国会での説明がなかなか難しかりとういうNHK側の経営判断もございまして、今回、26年度収支予算の参考資料の中に出てくるというものでございます。この点だけに着目されて誤解される面はあるのかもしれませんが。その点は大臣意見案にもつけてございまして、国民・視聴者に対しまして逐次かつ速やかにその計画を明らかにしていくことが必要だと考えております。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○山本委員 1つ、今の点について確認したいのですが、女性職員の割合の数値ですけど、これはNHKの公表資料としてはどこに出てくるのでしょうか。

○秋本放送政策課長 確認いたします。公表されているので申し上げた次第でございすけれども、業務報告書だったかと思ひますけれども、確認いたします。

○山本委員 わかりました。男女共同参画会議でも、女性の登用は非常に大きな問題になっているところで、今、村田委員も指摘されましたけれども、公務員も新規採用はまあまあ数があるのですが、幹部職員の割合が非常に低いということが指摘されているところですので、その点も含めて今後、努力をしていただきたいというふうに考えます。

○秋本放送政策課長 大変失礼しました。お手元に26年度NHK収支予算と事業計画の説明資料というカラー刷りの冊子がございすでしょうか。この中で38ページをお開きいただきますと、中ほどの右側に要員構成、25年度という表がございまして、性別構成として女性14.7%と出ております。

○山本委員 わかりました。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○松崎委員 放送センターの想定建設費が3,400億円で、積立金が今950億円。当然、積立金で全部賄えるものでありませんよね。

○秋本放送政策課長 建設積立金のほかには金融機関からの借り入れか、NHKの場合、放送債券を発行することができますので、そうした借入金なり債券の発行で賄うということです。これもあくまで想定でございますけれども。

○松崎委員 そのための受信料値上げの可能性などはないと考えて良いのでしょうか。

○秋本放送政策課長 受信料の上げまで見込んでいるという説明は聞いておりません。

○松崎委員 わかりました。膨大な数字なのでどうやって調達するのだろうかと思いました。ありがとうございます。

○前田会長 今NHKは、たしか長期借入金が全然ないんですよね。

○秋本放送政策課長 はい、そう理解しています。

○前田会長 そういう意味では健全なところなので、金融機関は貸すのではないかと思います。

ほかには。よろしゅうございますか。

それでは特に反対、修正意見がないようですので、諮問第3号につきましては諮問のとおり意見を付すことが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

## 報告事項（情報流通行政局関係）

(3) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について

○前田会長 次に、報告事項といたしまして、「99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について」につきまして、長塩地上放送課長から説明をお願いいたします。

○長塩地上放送課長 それでは、お手元の資料に基づきましてご報告させていただきます。1枚おめくりいただきまして、このサービスはいわゆる、V-Lowマルチメディア放送と称するものでございまして、ハード、ソフト分離の形態でございますので、昨年末から今月初めにかけてハード事業に参入いただける方についての申請を受付したということでございます。その事業者を今後、定めていこうというものでございます。全国7ブロックに分けて申請がなされておりました、いずれの地域につきましても下の表にございます株式会社VIPから申請があったというものでございます。

これらにつきましては、昨年11月のこの審議会にお諮りしたものに基ついて準備を進めてきたものでございますが、次のページをおめくりいただきまして、今申し上げたV-Lowマルチメディア放送は、その際の資料でございますが、お示ししているようなさまざまなサービスをデジタルで行っていこうというものでございまして、さらに1枚おめくりいただきまして、いわゆるV-Lowの帯域を使って行うというものでございます。今回受け付けました申請につきましては、さらにその次の4ページと5ページに分けて、昨年お諮りした制度設計の詳細でございますが、周波数ですとかあるいはいわゆる特定基地局の配置ですとか、それから技術面、あるいはさらに5ページ目、おめくりいただきまして申請に書いてある計画の適切性、こういったさまざまところを

整理し、改めて審議会にお諮りするということで、総務省において今、準備を進めているところでございます。

今後のスケジュールは、今申し上げた審査のポイントに従って申請書を現在、総務省において整理しているところでございますので、そのような準備が整い次第、改めてこの場で申請の概要と審査のポイントを含め、お諮りする予定でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見等、ありますでしょうか。

○原島代理 基本的なことかもしれませんが、ちょっと確認しておきたいのは、先にV-Highがサービス開始しまして、今回V-Lowということなんですけれども、V-HighとV-Lowの違いは、V-Highが全国一律で、V-Lowが地域向けであると。それ以外はそうでなければいけないというものが何かあるのでしょうか。ここで車載器や携帯端末での受信が中心というのは、あくまでそうなるであろうということで、こうでなければいけないというものではないですね。それから無料放送、有料エンターテイメント分野の番組も多分そうなるであろうということで、そうでなければいけないということではない。そうすると、基本的な違いは地域向け放送と全国一律放送であるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○長塩地上放送課長 ご指摘のとおりでございます。

○原島代理 V-Lowで映像を流してももちろん構わないということですね。もちろん帯域とかいろいろな問題があるとは思いますが、コンテンツに関しては特に制度としては設けていないということで。

○長塩地上放送課長 はい。

○原島代理 わかりました。

○前田会長 結果的にどの地域も全て同一の1社ということであると、全国一律の放送に近いということで、これ自体は特に問題はないのかもしれませんが、そもそもFM東京が100%だったときにほかの、他社というか関連しそうなFM関係者等は出資の意向は一切なかったと、そういうことですか。

○長塩地上放送課長 現在の申請がこのような会社になってございますけれども、今後、認定を受けた後では資本の増強を含めて計画を持っているということで承っております。

○前田会長 そういうことですか。そうするとたまたま1社なので認定するかどうかということだと思いますが、それぞれの地域で会社が違うということは、特には今のところ考えられないということですか。地域ごとに出資の相手が違ってということでもないと。

○長塩地上放送課長 ハード会社自体には多様な出資者が募られることになりませんが、それは全国同じ会社でございます。ご指摘の地域ごとの多様性ということは、ハード会社の上にソフト会社が乗ってまいりますので、そのソフト会社につきましては全国それぞれ、地元資本が入るような形態になろうかと思われませんが、これは今後、改めて申請を募るということになってございます。

○前田会長 失礼しました。ちょっと勘違いして。

ほかにはいかがでしょうか。特にご意見、ございませんか。

それでは、どうもありがとうございました。本報告関係について終了いたします。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

## 報告事項（総合通信基盤局関係）

### （１）電波法の一部を改正する法律案について

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。最初に報告事項でございます。

「電波法の一部を改正する法律案について」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 それでは、今国会に提出いたしました電波法の一部を改正する法律案の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

今回の内容は、主として電波利用料の料額の見直し、用途の追加といったものを中心とした見直しでございます。電波利用料は皆様ご案内のとおり、不法電波の監視などの電波の利用環境を整備するための行政経費を見積もりまして、その必要な歳出規模を確保するための歳入を、電波を利用されている方々に等しくご負担いただく制度でございます。その料額と用途については電波法で規定されておりますので、料額の変更、用途の追加については法律改正が必要となっているものでございます。

電波の利用環境は変化が激しいということもございまして、これは少なくとも3年ごとに見直しをするということが附則で定められております。今回の改正は、平成26年から28年度、3か年の新たな料額を定めるというものでございます。

料額の見直しについてはポイントが3点ございます。まず1点目でございますけれども、電波利用料の算定におきまして軽減措置というものを計算上、設けておりますが、この軽減措置について今回、見直しをしたいということでございます。これは現状、テレビやラジオなどの放送事業者につきましては、公共性、特に災害時に災害放送を行うことですか、あるいは放送法上あまねく

提供の責務がかかっているといったことを勘案して、4分の1の軽減係数を適用しております。この4分の1という意味は、実際には地上デジタル放送は240MHz幅の割り当てがございますが、これに4分の1を掛けて60MHzを割り当てたものとみなして料額を算定するといったことでございます。これまで、携帯電話などにつきましてはこういった軽減の適用はございませんでしたが、災害時の対策などに、災害対策基本法などで責務を負ってきているというような状況に鑑みまして、新たに2分の1の係数を適用したいと考えております。また、移動受信用地上基幹放送、いわゆるマルチメディア放送につきましても、テレビと同等の責務が法律上、課せられておりますので、今回新たに4分の1の適用、テレビと同等の軽減を図りたいということでございます。これが1点目の大きな見直しでございます。

2点目は、今後普及が見込まれますスマートメーターやM2Mなどの新たな無線システムの料額につきまして、実質的な負担を大幅に引き下げることによって普及を促進していくための見直しをしていきたいということでございます。例えば電力メーターに携帯電話の無線チップを内蔵したような場合には、1台当たり年間200円のご負担をいただいておりますので、台数が増えるごとにこの携帯電話事業者の負担が増え続けるということになります。これを、料金算定上は電波利用料の台数に上限を設けるという改正を行うことによりまして、今後増加が見込まれますスマートメーター、M2M、あるいはスマートフォンもでございますけれども、上限に達した事業者については台数が増えても追加負担がないという形にすることによりまして、例えばスマートメーターやM2Mの月額使用料を安く設定しやすくなる環境をつくっていきたいということでございます。なお、上限額は、「1MHz当たりの端末数×割り当て幅×200円」でございますが、実際の上限額の設定をどういう値に設定するかということにつきましては、省令委任で、省令において定めるというふうに考えておりまし

て、その省令につきましては別途、施行前に本審議会にお諮りをして、その上で施行していきたいと考えております。

3点目に、その他の料額の見直しといたしまして、市町村が整備いたします同報系のデジタル防災行政無線や、ホワイトスペースを活用するエリア放送につきましては、実態に鑑みて負担の軽減を図りたいということでございます。同報系防災デジタル行政無線につきましては、従来、親局と子局を同じ料額にしておりましたが、近年、子局に送り返しの機能、送信機能を付加することがデジタル化に伴って可能になってまいりました。実際には子局の台数が非常に多いということで、市町村の負担増を招きかねないということから子局の料額の引下げを実施したいというものでございます。また、エリア放送につきましては、優先度の低いシステムで、限られたエリアをカバーするものでございますので、地デジの最も低廉な料額に合わせるといった見直しを行いたいと考えております。

いずれにいたしましても、電波利用料は、必要な行政経費を関係の方々で負担いただく制度でございますので、先ほど申しました携帯電話などの料額、負担が下がるという場合には他の方々のご負担が相対的に上がるという側面がございます。この負担が上がる場合に大幅な増額になりますと、経営への影響、あるいは運用への支障といったものが懸念されますので、料額が増加する場合にも2割を超えない形で算定するといった形で料額算定をしたいということでございます。

次に、用途の追加につきましては、ラジオの難聴解消ということで、AMラジオが都市部のビルの中で聞こえにくい、あるいは過疎地の山の裏のほうでは聞こえにくいといった状況が現在でもございます。ここはAMのまま対策をしていくというのはなかなか難しいということもございますので、FMに周波数を変換いたしまして、必要な最小限の電力でFMに変換してカバーをする、そ

ういった中継局整備に対して補助金を交付できるような制度整備を行いたいということで、これは5か年程度で、期限を区切って集中的に実施する予定でございます。

このほか規定の整備として2点ございまして、広域専用電波に係る利用料はこれまで原則一括払いでございましたが、4回の分割納付を可能にしたいということ、それから災害時に開設されます臨時の無線局につきまして、電波利用料及び申請手数料を免除するといった規定を置きたいと考えております。対象としては衛星携帯電話などを想定しているものでございます。

次に電波利用料以外の法改正事項、4点検討してございます。1点目といたしまして、これは電波利用者の方々にわかりやすく表示をできるようにするという改正でございます。無線装置が技術基準に合っているかどうかは、一般的には製品の裏側にマークと番号で表示して簡単に確認できるようにしてございますけれども、最近普及が著しい掃除ロボットなどでは、簡単に裏ぶたを開けて無線装置の番号を確認するということが困難な構造になってきてございます。したがって、こういった製品につきましては、製品の外側に、無線モジュールとは別に外側にも転記できるような形を可能にしたいということで、利用者の利便性を向上したいということでございます。

2点目は、携帯電話の修理につきまして任意の登録制度を創設することによりまして、利用者の方々、修理業者が安心して利用できる環境を実現したいというものでございます。現在は、一般的に携帯電話が故障いたしますと、携帯ショップに持ち込まれるか、もともとの製造業者に持ち込んで修理をしていただく、その場合、若干時間がかかったり、費用が高かったりというようなご意見などもいただいているところでございますが、一方では近年、街角でさまざまな修理業者が、例えば液晶画面の交換だけ、30分5,000円ぐらいで安くやりますといったサービスも出現してきておりますが、こういった修理が果た

して適法に行われているのかどうか、きちんとした範囲をきちんとした修理内容でやって、きちんとした検査を行って電波特性に影響がないような形の修理が担保されているかどうかということについては、ユーザーも確認できませんし、修理業者もユーザーへの説明に困難を伴っているという実態がございます。したがって、あらかじめ確認した方法に基づいて実施される事業者については任意の登録ということで、類似の例で申しますと温泉、ホテルのマル適マークのような制度をつくることによりまして、利用される方と修理される方々がお互いに一定の品質、修理内容について確認した形でこういったものが提供されるようにしていきたいということでございます。あくまでも任意の制度で、登録を受けずにやることも可能でございます。

3点目は、情報公開の範囲の拡大ということで、携帯電話基地局の設置場所について、現在はネット上で検索、公表が可能な形になってございますが、この基地局につきましては今後、包括免許の対象とするということを私どもは考えておりまして、包括免許の基地局につきましては、こういった設置場所を現在、公表対象としておりませんので、包括免許とした場合であっても公表対象とするといった形での改正をすることで、引き続き透明性を図っていきたいということでございます。

最後、4点目でございますが、登録検査等事業における判定員の要件の緩和を行いたいということでございます。これは規制改革要望の中でもございましたけれども、無線局の定期検査などにおきまして、従来は国の職員が1件1件やっておりましたけれども、最近は民間事業者に検査を行っていただくということで、いわゆる民間車検のような形で導入しておりますが、この判定員に求める要件が、現在は上位の無線資格と業務経験で認定しているわけですが、これが非常に厳しいということで、判定員の不足といったものが深刻化しておりますので、下位資格であっても一定の業務経験があれば判定員として

認めるといった形の改正を行いたいというものでございます。

以上、電波利用料以外の改正4件とあわせまして、先週2月14日に閣議決定をいたしまして、衆議院に送付させていただいたところでございます。今後、国会において成立・可決いたしましたならば、先ほどご説明申し上げましたスマートメーター、M2Mなどの料額の上限につきましては省令で対応したいということで、その内容について、公布以降9か月以内の施行ということで考えてございますので、夏から秋には審議会にお諮りできるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 電波利用料につきまして、今回報告いただいたものが軽減措置を図るといのが中心になっているかと思いますが、ご説明にありましたように総額、必要な経費というものがありますので、軽減措置を図るといことはほかのものが増加する可能性がある。それを見ますと、現行料額と見直し後ということで放送事業者、それからBWA等が増えているわけですね。これはいわば、利用が拡大しているから結果として増えるのか、それとも料金設定を、電波料の設定を変えるから増えるのか、その辺はどういうことなのでしょう。

○竹内電波政策課長 ありがとうございます。基本的には全体の算定方法をお示ししておりますけれども、a群の事務の料額について第1段階、第2段階、第3段階というところがございます。この第2段階のところ、今回新たに携帯電話に特性係数を入れるということによって、相対的にテレビやその他の無線局の負担分が上がるということになりますので、特にテレビの料額につきましては、今後局数や割り当て幅が増えるから負担が増えるということではなく、この特性係数の見直しによって相対的に上がるということでございます。

他方、BWAにつきましては今後局数が増えてくると、ユーザー、開設計画

で年度ごとの端末台数、既に提出いただいて認定しているわけですが、その計画によりますと、今後引き続き端末台数の増加といったものが見込まれておりますので、その台数分を含めて算定した結果、BWAにつきましては端末台数の増加ということを含めますので、放送に比べてさらに増額分が出ているといった点が両者の違いでございます。

○原島代理 基本的にどの部分を軽減して、どの部分が増えていくかというのは、一つに政策にも絡んでくるかとは思いますが、どの部分を重視するかという。今まである意味で、現行で携帯電話事業者の比率が非常に高くなっているということは、これは結果として携帯利用者が非常に増えてきたから、発展してきたから増えたので、最初の想定はもう少し、それなりにバランスがとれていたのが、今非常にそれが多くなってきたので軽減措置を図ろうという趣旨であると思ってよろしいのでしょうか。

○竹内電波政策課長 そこは、この負担金の性格で、軽減係数といったものを入れた結果として、そしてまた台数が増えた結果として携帯の負担が7割を超えると、結果として過剰になっているという面はあったのだらうと思います。ただ、携帯の台数であったり収益が増えているから負わせたということではなく、算定方法に従った結果として増えてしまったと。そして、今回はこの軽減係数を入れて算定をした結果として2割程度下がるということでございます。あくまで負担割合を、特定の業界が過剰だから軽減しなくてはいけないとか、特定業界が軽く見えるから重くしないとバランスがとれないとか、そういった利用料のリバランシングありきで検討したということではございません。

○原島代理 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 いいでしょうか。1つは想定したというか、決めた電波利用料のもとで、このところのように携帯電話が想定した以上に伸びるということだと、電波利用料収入が上回りますね。これの会計上の扱いはどうなっているん

でしょうか。3年間改定しないとすると何らかの、たまるのがありますよね。

○竹内電波政策課長 25年度の歳入歳出予算を円グラフでお示ししてございます。もともとは、23から25年度の予算上は710億円という規模の歳入歳出予算を見積もりまして、現在の料額を規定したところでございます。ただ、今会長からもお話がございましたように、携帯電話の台数が増えたといったことの結果として、歳入が想定を超えて740億になっておりますので、検討していたよりも多く入ってきていると。歳出につきましては補正予算に前倒した分などもありますけれども、おおむね想定した規模になっているというわけでございます。その差額につきましては電波法に規定を置いておりまして、当該年度に一般会計において、電波利用料も一般会計の中でございますので、一般会計で他の使途に充てることができると。ですから財務省において、他の一般予算の中で支出するということで、基金などにたまって後で自由に使えるとか、そういったものではございません。

ただ、その差額につきましては当然ながら免許人の方々のご負担ですので、他の使途に使って将来返ってこないのかということもございますので、そこについても電波法に規定がありまして、後年度に電波利用料の使途として必要なものがあれば、電波利用料として、国会で認められれば歳出できるという規定を置いておりますので、過去にも例えば平成21年度補正予算におきまして、地デジの前倒し、携帯電話の基地局整備などで200億規模の歳出をしたというような例もございます。

○前田会長 実際、それぞれの電波利用料を決定する際に、例えば先ほどの負担イメージ図の左側（現行）と右側と見比べると、放送事業者の数はあまり増えないけれども、大体20%かどうかというぐらいのところになりますね。先ほどの説明で20%を超えないということを考慮すると、その結果としてまた微調整があってというような行ったり来たりして、全体の額を決めると、そう

いうことですか。

○竹内電波政策課長 はい、さようでございます。

○前田会長 はい。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○雨宮審理官 先ほど、上限枠の設定について省令で定めるというお話があり、電波監理審議会に諮問されるというお話でしたけれども、これは必要的諮問事項の扱いとなるのでしょうか。

○竹内電波政策課長 はい、そのように考えております。

○雨宮審理官 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにいかがですか。はい、どうぞお願いします。

○山本委員 前提として伺いたいのですが、軽減係数が適用されるシステムは、現在ではテレビ等と挙がっていて、今度は携帯電話等ということですが、ほかにどのようなものがあるのか、あるいはないのかという点をちょっとお伺いしたいのと、それから全体、料額の増加が2割を超えないように算定するというので、今、行ったり来たりというお話もあったのですが、これは結局、電波利用料の総額は決まっているので、その中で2割を超えないように、とにかく全体で調整をするというご趣旨ですか。

○竹内電波政策課長 全体で調整といいますか、算定方法で申しますと、このa群の左側の第2段階というところで、例えば携帯電話が今、仮に500MHzで計算していたものを250MHzで、半分にしましたと。テレビは240MHzを4分の1にして60MHzですと、仮にですね。その他は仮に変わらないとします。そうするとこれは分母と分子の関係で、全体400億円のうち3GHz以下が25分の24ですので、3百数十億を3GHz以下で負担するものを、携帯電話でいくら負担するか、テレビでいくら負担するか、システムごとの配分をする際に先ほどの何百MHz足す何百MHz分の何百MHzと

いうので、それぞれシステムごとに割り振りをいたします。そのシステムごとに割り振りした上で、その下の携帯電話については1MHz当たり、テレビについては出力と地域を勘案してまた別途配分方法がありますけれども、それぞれ単価を落とし込んでいくわけですけれども、その落とし込んでいった単価を計算し、さらにb群の料額を足してそれが現在の単価に比べて2割を超えるかどうかということで、仮に超える場合にはそこは2割で頭打ちにして、その場合は必要な配残額については、例えば携帯電話は本来半分になっていたものが、その賄い切れない分は戻っていくと。

○山本委員 もう一度計算し直すというわけですね。

○竹内電波政策課長 はい、そういう考え方でございます。

○山本委員 軽減係数がほかに何か適用されるものがあるか、というのは。

○竹内電波政策課長 失礼しました。例えば衛星携帯電話でございましてか、ルーラル無線でございましてか、例えばルーラル無線についてはあまねく役務を提供するための必要な無線設備といったこと、それから衛星携帯電話につきましても人命とか財産の保護、そういった特性係数につきましては現在、6つの項目を定めておりまして、それに適合したものについてそれぞれ軽減係数をかけているというものでございます。今後、中期的な見直しといたしましては、現在、特性係数をすべて掛け算しておりますので、例えば衛星携帯電話については実は軽減結果として40分の1になっていると、過度の軽減ではないかという議論もあり、これは今後の中期課題として議論をしていこうというふうになってございます。

○前田会長 ほかによろしゅうございますか。

では、本件はこれ以上の質問等はないようですので、報告について終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 900MHz帯の終了促進措置の進捗状況について

○前田会長 それでは次の報告に移ります。同じく報告事項ですが「900MHz帯の終了促進措置の進捗状況について」につきまして、布施田移動通信課長から説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長 報告させていただきます。本件に関しましては、平成24年2月にこの電波監理審議会から、3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画というものについて答申をいただきました。これは900MHz帯にソフトバンクモバイルが携帯電話の基地局を打っていくことが適当だということで答申をいただいたものでございまして、総務省が認定をしております。その900MHz帯に今ある無線局の方々の周波数の使用の終了を促進していただく措置でございます。

1ページ目にその終了促進措置の概要を改めて書いてございます。終了促進措置は認定を受けた携帯電話事業者、ここで言いますとソフトバンクモバイルが、現在使っている周波数の利用者の方々の周波数の使用期限、現在決まっているところでございますが、それよりも早い時期に周波数移行をさせて終了を促進するものでございまして、既存の無線局の利用者の方との合意に基づいて、移行費用ですとか移行の手続、調整などを負担するような措置でございます。中ほどに流れが書いてございますが、まず、この900MHz帯に基地局を開設していくための指針というものが公表されまして、②でございまして、それに基づいて申請の受付をいたしました。この場合で言いますと4社の申請があったわけでございます。③のところでございますが、開設指針に書かれております審査基準に沿って審査をした結果として、④でございましてソフトバンクモバイルが認定されているところでございます。現在、ソフトバンクモバイル社が⑤の移行の実施をしております、左側でございます既存の利用者、今そ

の周波数帯を使っている利用者と調整をして周波数移行手続を進めているもの  
でございます。

現在、どのような周波数が使われているかということが2ページ目でございます。上側に2本の帯がございますが、一番上の帯が移行前、開設計画が認定された時点での状況でございます。この中に905から915MHzのところ、中ほど右側でございますが、MCAシステムのユーザーが使っている端末側の上り回線が入ってしまっていて、これを下側の帯の930から940MHzのところに移行させていく。また、950から958MHzにございましたRFIDシステムを、下側でございます915から930MHzのほうに移行させていくものでございます。

このMCAシステムというものは、下側の左側の絵にございますが、基地局がございまして、その基地局の下で各種業務の方々が端末を持ってそれぞれの業務のために使うというものでございます。基地局は日本全体で約330局ございまして、端末が、今回移行対象になっておりますのが28万局ぐらいございます。また、RFIDのほうは電子タグとよく言われているものでございますが、局の種類としては3つございまして、構内無線局は免許局又は登録局、簡易無線局は登録局でございます。また右側の特定小電力、極めて小さい電力を使っている無線局でございますが、こちらについては免許等不要局というものがございまして、全体約14万から15万局程度のものがございまして、これ移行させております。このMCAにしてもRFIDにしても、現在の使用期限は平成30年3月末までとなっております。この終了をなるべく早期に前倒すことを促進することで作業を進めてございます。

次のページ、3ページにその終了促進措置の実施状況を書いております。真ん中の段がソフトバンクモバイル社が申請してきて認定された開設計画の中身、このように終了促進措置を進めていきますというふうに記した規定事項で

ございます。右側の枠がその各項目についてどのような実施状況になっているかをまとめたものでございます。上からいきますと認定された後、1か月以内の間に例えば問合せ窓口を設置するですとか、メーカー側、またMCAについては基地局側のほうと移行についての協議を開始する。また、MCAの基地局側とはどのような作業をもって移行していくかということを経済産業省と協議することになってございます。窓口については既に設置済みですし、協議については現在実施中ということになってございます。また、認定されてから6か月以内、青い枠に入りますけれども、こちらにいきますと対象免許人、実際に使っているユーザーの方々に対してどのような措置でもって移行させていただきますかということを経済産業省と協議していき、その内容、手順をそれぞれ個々の免許人の方、また登録されている方々に通知をするということになってございます。実際、右側にごございますとお知らせにつきましてはソフトバンクモバイル社のホームページに掲載しておりますし、通知につきましても各文書でもって通知しているところでございます。その後、現在、個々の免許人、実際に使っている方々にソフトバンクモバイル社が接触いたしまして、周波数移行についての合意をとるように努力しているところでございます。

下の移行完了というところは、これがソフトバンクモバイル社が目標として開設計画に記しているところでございまして、MCAシステムにつきましては基地局、端末局とも平成25年度中、ですから本年、平成26年3月末までに終了させることを目標としていると。RFIDにつきましては、免許のある、または登録している局については平成25年度中、本年3月末までに移行させ、免許等不要局につきましては平成29年度末、平成30年3月、先ほど申し上げましたそもそもの使用期限の間までに、申し出に基づいて順次対応していくということを述べているところでございます。

ソフトバンクモバイル社としましては、今後の基地局の運用開始日でございます

ますが、今年の4月から運用を開始して、7月からサービスを開始したいというふうになっているところでございます。これにつきましては、右側でございますが一部の周波数帯につきましては使用可能となっておりますので、既に携帯電話サービスが行われているところでございます。

この移行完了の目標としていることにつきまして、どれほど移行が進んでいるのかということが次の4ページ目でございます。この終了促進措置に基づきまして、ソフトバンクモバイル社は四半期ごとに状況を総務大臣に報告することになってございます。また、それを受けた総務大臣のほうは、その概要と結果の確認をインターネットで公表することとしておりまして、総務省のホームページに現在、公表しております。

中ほどに帯の絵がございますが、これが昨年、平成25年12月31日現在の移行状況でございます。4本の帯がありますが、これは4つの移行対象の無線局の固まりでございます。見方としましては右側の紫色のところは実施完了しているところでございます。既に古い無線機は廃止して、新しい周波数帯で運用が始まっているということでございます。また、緑の部分につきましては免許の方と接触をして、いついつまでに移行しますよということで基本的に合意がされているところでございます。赤色は協議中ということで、接触はできておりますが、具体的な移行のタイミングなど、その他条件について現在、調整中というものでございます。RFIDの免許・登録局は、今現在26%まで移行完了しておりますが、もともとの予定ですと、平成24年度末までに4割を超えているということをもともと目標としていたわけでございます。そのような形ですとちょっと遅延が出ている状況ではございます。

下ほどに遅延の出ている主な原因でございますが、移行先、新しい周波数帯で使える無線機器の開発、メーカーのほうでの機器の出荷の遅れというものがございます。また、RFIDの場合は各工場の中でいろんなものに組み込まれ

て使われていることもございまして、そのシステムごと移行しなくてはならないということがございまして、その見積もりですとかスケジュールなども、遅れの出る原因でございます。また、協議の中で難航したことでございまして、特にMCAにつきましてはアナログからデジタルに変わるということがございまして、エリアに多少届きにくいところが出まして、その調整ですとか、RFIDにつきましては先ほど申し上げましたとおり、システムごと変更、工事をかけますので、会社によっては倉庫をとめられるのは正月であったりゴールデンウィークだったりするということで、そのタイミングも難しいということになってございます。

現在、ソフトバンクモバイル社から四半期ごとに報告を受けておりまして、早期の完了を目指していくという報告を受けております。RFIDにつきましては申し上げましたとおり、多少遅延があるところでございまして、期限までに終了促進措置が完了しない可能性がございます。その場合は終了促進措置を早期に完了すること、それと当該免許人に影響を与えないことを前提に、基地局の開設に向けた合意をとりつけていきたいというふうに、ソフトバンクモバイル側からは報告を受けているところでございます。

このような状態でございますが、今後ソフトバンクモバイルの基地局の開設につきましてでございますが、基本的には終了促進措置が完了して基地局を打っていくというのが原則ではございます。ですが、完了していなくても一部の部分については移行が終わっていて、既存の免許人との間でソフトバンクモバイルが基地局を設置することについて問題がないというふうに合意がとれているものにつきましては、順次申請を受けて審査をしていくということを考えているところでございます。

以上、900MHz帯の終了促進措置の移行の状況の報告でございます。よろしく申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それではただいまの件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 一部について遅延しているということですが、基本的に遅延の影響はソフトバンクモバイルのサービスが遅れるということで、行政上とかほかへの影響はないと考えてよろしいでしょうか。

○布施田移動通信課長 私どもとしましては彼ら、ソフトバンクモバイル社が申請してきて認定しました開設計画どおりに進むこと、それでユーザーの人々がそこで携帯電話が使えるようになるということが大切だとは思っておりますが、ご指摘のとおり既存の免許人の方がいらっしゃって、その方が使われているわけですので、その方が合意されていない、移行されない以上は基地局をそこに対して設置することはかなり難しくなります。ですので影響としてはソフトバンクモバイル社としてはサービスの提供が遅れるということで困る方もございますし、我々としましてはユーザーが携帯電話が使える時期がちょっと遅れているということで、憂慮はしているところでございます。

○原島代理 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○山本委員 ちょっと確認をしたいのですが、これは比較審査でやっておられたところですね。

○布施田移動通信課長 はい。

○山本委員 それで、このお話は比較審査の項目の中に入っている話だったのですね。

○布施田移動通信課長 比較審査の際に終了促進措置に負担できる金額がどれほどかという基準がございました。ここで言いますと2,100億円を上限としてどこまで出せますかという比較審査がございましたし、この終了促進措置の体制ですね、どれだけの人をかけてどのような部署をもって対策しますという

ことが、この4社の中でそれぞれ提案がありまして、ソフトバンクモバイルは確かにその点では、終了促進措置を進める体制としては優位な点と評価されて認定されております。

○山本委員 その中ではいついつまでにというところまでは入っていなかったということですね。

○布施田移動通信課長 そうですね、はい。

○山本委員 だから、ここに挙がっているのは開設計画の中には入っているけれども、比較審査の際に特にそれで点をつけたということはないということですね。

○布施田移動通信課長 はい。そこは、国の定めている使用期限よりも早目に終了を促進することということが決まっております、それに対して各4社が、私どもの社はいついつまでにやりますよというところが出てきたところがございます。

○前田会長 今のついでに質問させていただくと、使用期限までには現存の使用者は全部やめなきゃいけないので、最低限そこでは終わるということですよ。したがってそれより早いということなので、早める計画自体はソフトバンクモバイル社の、むしろ経営の問題ですね。早ければ早いほど良いのであればやってもらうということですよ。

○布施田移動通信課長 はい。

○前田会長 それからもう一つは、基地局の開設計画が一応、何年までに何局というのがありましたね。これが大幅に変わるようなケースはどういうことになるのかというのは。どうでしょうか。

○布施田移動通信課長 2点目のほうの基地局の開設計画が、基地局の設置状況ですね、いついつまでに人口カバー率何%まで基地局を打ちますということが審査されたわけでございますけれども、それにつきましては認定された方々

から四半期ごとに報告を受けておりました、そこで遅れているのがもし認められれば、そこは指導をしていくという形になります。現在、遅れているところがある場合には指導ということもしてございます。

○原島代理 先ほどの質問にもありましたように、比較審査の基準になったところがそのとおりになっていないということですと、いろいろと問題が出てくるかと思いますが、今回はそれには直接関係はしていないという解釈でよろしいですね。

○布施田移動通信課長 はい、さようございまして、目標が今年の3月末までになってございまして、そこに対しましてソフトバンクモバイル社も体制をちゃんと整えて、免許人に対しても誠意を持って手続を進めております。ただ、結果として実際に目標より多少、遅延はしておりますので、そこはなるべく目標に沿うように頑張ってくださいよう指導してまいります。かといって開設計画の認定について、例えば極端にいいますと開設計画を変更する、認定を取り消すというところまでの事案ではないと考えてございます。

○前田会長 現状ではそのような判断をするような状況にはないということですね。仮にどうしてもなくスタック状態に陥って進まなくて開設計画を大幅に変更しなければいけないとなったら、またそれはそれで別の問題として考えるということですね。

○布施田移動通信課長 はい。

○前田会長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは本報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

## 閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了ということで、次回の開催は平成26年3月12日、水曜日、15時からを予定していますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。